

感染症の予防及びまん延防止のための指針

本指針の目的

この指針は、医療法人裕徳会が運営する、あったかケアマネステーション（以下「事業所」という）において感染症が発生し、又はまん延しないよう防止することを目的とする。

1. 基本的な考え方

事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、利用者および従業者等（以下「利用者等」という）の安全を確保するために必要な対策を実施する。

- (1) 平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、全従業者が一丸となり感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- (2) 国内、県内、地域の感染症状況をよく把握し、利用者等が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡報告を行い、事業所内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに利用者等に周知徹底する。

2. 注意すべき主な感染症

事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりです。

- (1) 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3. 平常時の対応

- (1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から事業所内の整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的実施し、清潔の保持に努める。
- (2) 従業員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがい、必要時のマスクの着用を行う。
- (3) 利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、日常の観察として、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医などに知らせる。

<主な要注意症状等>

- ・ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い
- ・発熱以外に、嘔吐や下痢など症状が激しい嘔吐・発熱、腹痛、下痢もあり、便に地が混じることもある。
- ・発熱し、体に赤い発疹も出ている
- ・尿が出ない、咳、咽頭痛、鼻水がある。
- ・熱があり、痰がらみの咳がひどい。
- ・かゆみや発疹がある

(4) 感染予防と対策

- ・職員の標準的感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがい、マスク着用を行う
- ・血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指に触れないように使い捨て手袋、ガウン等を使用する
- ・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察する。異常症状を発見した場合は、家族や主治医等に連絡する
- ・必要物品を確保し、適切な方法で管理す

4. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

(1) 発生状況の把握

- ・感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する
- ・感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握等必要な情報収集を行う

(2) 感染拡大の防止

- ・感染者及び感染疑い者の対処方法を確認し、周知、指導する
 - ・感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する
 - ・感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、消毒、行動制限等）の協力を依頼する
 - ・感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する
 - ・ウィルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を行う
- (3) 医療機関との連携
- ・感染者および感染疑い者の状態を報告し、対処方法を確認する
 - ・医療機関からの指示内容を法人・事業所内で共有す
- (4) 保健所との連携
- ・疾病の種類、状況により報告を検討する
 - ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
 - ・保健所からの指示内容を全職員で共有する
- (5) 行政関係機関との連携
- ・報告の必要性について検討する
 - ・感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する

5. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- (1) 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者をもって「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という）とする。
- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。
委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。
- ・事業所内感染対策の立案
 - ・指針、マニュアル等の整備・更新
 - ・利用者及び従業員の健康状態の把握
 - ・感染症発生時の措置（対応・報告）
 - ・研修、教育計画の策定及び実施
 - ・感染症対策実施状況の把握及び評価

6. 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シュミレーション）」を次の通り実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

(3) 訓練（シュミレーション）

事業所内で感染が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

7. 指針の公開

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイトにて掲載する。

8. その他感染の予防及びまん延防止に必要な事項

感染症の予防及びまん延防止のための事業所内研修の他、事業所外で実施する研修にも参加し、適切で確実な感染対策を実践して感染の予防及びまん延防止に努める

2022（令和4）年4月1日

医療法人裕徳会 あったかケアマネステーション